

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、事業の継続・安定的発展を確保し、顧客、取引先、株主・投資家、地域社会、地球環境等の各ステークホルダー（利害関係者）、並びに従業員の利益を最大化するために、コーポレート・ガバナンスの確立が不可欠であると認識しております。

具体的には、実効性のある内部統制システムの整備をはじめとして、適切なリスク管理体制の整備、コンプライアンス体制の強化、並びにこれらを適切に監査する体制の強化が重要であると考えております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードにおける5つの基本原則を全て実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
パズー株式会社	500,000	23.35
木暮 康雄	453,240	21.17
株式会社ニキティス	192,500	8.99
渡辺 毅	96,800	4.52
株式会社ラサ	60,610	2.83
和田 享	50,500	2.35
松井証券株式会社	49,900	2.33
ディップ株式会社	41,120	1.92
木暮 正彦	40,000	1.86
株式会社丸喜堂	34,320	1.60

支配株主(親会社を除く)の有無

親会社の有無

なし

補足説明

パズー株式会社は当社代表取締役木暮康雄の資産管理会社であり、その議決権は本人が保有しております。

大株主の状況については、2025年11月30日現在の所有株式数及び割合を記載しております。

当社は、2025年12月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。上記の所有株式数は分割前の株数で記載を行っております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	名古屋 ネクスト
決算期	11月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

該当なし

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	9名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	4名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	4名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
富永 重寛	他の会社の出身者													
福田 純	公認会計士													
本橋 広行	公認会計士													
義経 百合子	弁護士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
富永 重寛				長年にわたる企業経営に関する知見の豊富さを当社においても発揮することで、より強固な経営体制を構築することができると考えたため、社外取締役候補者として選任しております。また、同氏は上記aからkのいずれにも該当しておらず、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことから、独立役員に指定しております。
福田 純				会社の経営に直接関与したことはありませんが、公認会計士としての長年にわたる職歴を通じて、会計に関する高度な知識と幅広い経験を有しております。また、2024年2月に当社常勤監査役に就任して以来、当社のガバナンス体制等に関する助言・提言を行っており、業務執行に対する独立した立場から監査等委員としての役割・責務を果たすために適切な人材であることから、監査等委員である社外取締役候補者として選任しております。同氏は上記aからkのいずれにも該当しておらず、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことから、独立役員に指定しております。
本橋 広行				公認会計士としての長年にわたる職歴を通じて、会計に関する高度な知識と幅広い経験を有しております。また、ベンチャー企業及び上場企業において役員等を歴任してきた経験により、経営から独立した立場で取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できることから、監査等委員である社外取締役候補者として選任しております。同氏は上記aからkのいずれにも該当しておらず、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことから、独立役員に指定しております。
義経 百合子				会社の経営に直接関与したことはありませんが、長年にわたる弁護士としての職歴を通じて、高度な専門的知識と豊富な経験を有しております。法律の専門家として、経営から独立した立場で取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できることから、監査等委員である社外取締役候補者として選任しております。同氏は上記aからkのいずれにも該当しておらず、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことから、独立役員に指定しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	1	0	3	社外取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無

なし

現在の体制を採用している理由

監査等委員会は、内部監査人との連携により監査を実施することから、監査等委員会の職務を補助すべき使用人を設けておりません。なお、監査等委員会の職務を補助すべき使用人を求められた場合には、監査等委員と協議し、組織、使用人の設置を行います。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員である取締役は、内部監査人から内部監査の状況に関して報告を受けるとともに、会計監査人と会計監査の実施状況等について意見交換を行うことで、監査の実効性及び効率性の向上に努めております。さらに、監査等委員会、会計監査人及び内部監査人による情報交換を実施しており、監査の実効性及び効率性の向上に努めております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

【独立役員関係】

独立役員の人数

4名

その他独立役員に関する事項

名古屋証券取引所が規定する独立役員の基準に沿っており、一般株主との間に利益相反が生じる恐れはないと判断したことから、独立役員として指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社の企業価値増大に対する貢献意欲及び士気の一段の向上を図ることを目的として、当社の取締役に対してストックオプション制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、従業員

該当項目に関する補足説明

企業価値増大に対する貢献意欲及び士気の一段の向上を図ることを目的として、当社の社内取締役及び従業員に対してストックオプション制度を導入しております。ストックオプションの付与数については役職や今後の当社への企業価値増大の寄与等に応じて、決定しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円以上であるものが存在しないため、記載しておりません。取締役の報酬等は、それぞれ総額で開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役(監査等委員であるものを除く)の報酬額については、株主総会の決議によって決定された取締役(監査等委員であるものを除く)の報酬総額の範囲内で、取締役会にて定められた報酬等の決定方針に則り、各人の報酬等における具体的金額を代表取締役と取締役(監査等委員であるものを除く)各人協議の上、代表取締役が決定しております。当該権限を代表取締役に委任した理由は、当社を取り巻く環境、経営状況等を最も熟知し総合的に決定できると判断したためであります。また、報酬制度の客観性・透明性を担保するため、代表取締役と独立社外取締役との間で意見交換を行い、独立社外取締役から適切な関与・助言を得た上で、報酬等の額を決定しております。監査等委員である取締役の報酬額は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、監査等委員である取締役の協議により決定しております。

【社外取締役のサポート体制】

当社は、社外取締役をサポートする専従のスタッフを配置していませんが、経営管理部が社外取締役への連絡等のサポート業務を行っております。取締役会において充実した議論が行われるように、取締役会の議案及び資料等を十分に検討する時間を確保すべく可能な限り早期の配布に努めております。なお、特に重要性の高い議案につきましては、担当取締役から社外取締役へ事前相談を行うことにより各々の社外取締役の意見を反映させております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

会社法に基づく機関として、株主総会、取締役会、監査等委員会及び会計監査人を設置しております。取締役会が迅速かつ適正に重要業務の執行の決定と個々の取締役の職務執行の監督を行い、全員が社外取締役で構成される監査等委員会は公正かつ独立の立場から監査しています。さらに、当社内のガバナンスを強化する機関としてリスクコンプライアンス委員会を設置しております。

(1) 取締役会

当社の取締役会は取締役(監査等委員であるものを除く)6名(うち社外取締役1名)及び監査等委員である取締役3名(うち社外取締役3名)で構成されており、経営上の意思決定機関として、取締役会規程に則して重要事項を決議し、取締役による業務執行を監督しております。取締役会は毎月1回定期的に開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を随時開催しております。

(2) 監査等委員会

当社の監査等委員会は社外取締役3名からなり、監査等委員会で決議された監査計画に基づき、監査を行っております。監査等委員会は毎月1回定期的に開催するほか、必要に応じて臨時監査等委員会を随時開催しております。また、監査等委員は取締役会等の重要な会議へ出席するほか、取締役に業務の報告を求めるとともに、会社の業務及び財産等の状況の調査を行うことにより、取締役の職務執行を監査しております。さらに、会計監査人及び内部監査人とは定期的に情報を共有する場を持ち、各監査の状況を相互に共有して連携を図っております。

(3) 経営会議

会社の業務遂行に関する重要事項について、取締役会の他に個別経営課題の審議の場として、常勤取締役及び部長により構成する経営会議を原則として月1回開催しております。ここでは、情報の共有化を図ると共に業務執行上の重要な事項を審議し、また、代表取締役から委譲された業務執行事項を決定しております。なお、経営会議には、社外取締役のうち少なくとも1名は毎回出席し、適宜意見を述べることで経営に関する適切な牽制機能を果たしております。

(4) リスクコンプライアンス委員会

リスクコンプライアンス委員会は、代表取締役社長を委員長とし、本部長及び部長、並びに委員長が指名する者を委員として選任しております。四半期に1回開催しており、当社におけるリスク管理及びコンプライアンスに関する事項の状況を把握するとともに、必要な措置について審議を行っております。また、委員長は、リスクコンプライアンス委員会にて審議した重要なリスク事項について、その管理の状況及び対応策並びに再発防止策を取締役に報告することとしております。

(5) 内部監査人

当社の組織、制度及び業務が経営方針及び諸規程に準拠し、適正かつ効率的に運用されているかを検証、評価し、その問題点を発見、及び、指摘するとともに、改善方法の提言等を行い、法令等の違反や不正行為を未然に防止するとともに、財産及び業務を適正に管理し、もって経営の合理化並びに効率化に寄与することを目的として内部監査人を選任しており、全部門をカバーするように内部監査を実施しております。内部監査人は、代表取締役に対して監査結果を報告した上で、被監査部門に対して改善を指示し、その結果を報告させることで内部統制の維持改善を図っております。

また、内部監査人が内部監査計画書を作成する際は、監査等委員である取締役及び外部監査人と意見調整を行っており、実効的かつ効率的な監査に努めております。

(6) 会計監査人

当社は、ESネクスト有限責任監査法人と監査契約を締結し、会計監査を受けております。なお、同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員と当社との間には、特別な利害関係はありません。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、取締役（監査等委員であるものを除く）6名（うち社外取締役1名）及び監査等委員である取締役3名（うち社外取締役3名）の9名で構成される取締役会設置会社であり、かつ監査等委員である取締役3名（うち社外取締役3名）で構成される監査等委員会を設置する監査等委員会設置会社であります。経営の最高意思決定機関である取締役会において議決権を持つ監査等委員である取締役がいることによって、監督機能が強化されることで、適切な経営の意思決定と業務執行を実現するとともに組織的に十分に牽制の効くコーポレート・ガバナンス体制が可能となると判断しております。また、監査等委員会の構成員である3名全員が社外取締役であり、外部の視点からの経営監督機能は有効に機能していると判断し、この体制を採用しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主の皆様が十分に議決権行使内容を検討できるよう、早期発送に努めてまいります。
集中日を回避した株主総会の設定	当社の決算期は11月であり、株主総会の集中日を回避した開催をしております。
電磁的方法による議決権の行使	今後の検討課題と認識しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	今後の検討課題と認識しております。
招集通知(要約)の英文での提供	現時点で英文招集通知の提供予定はありませんが、今後の外国人株主等の状況等を勘案し検討してまいります。
その他	会場での株主総会と並行して、オンラインで参加可能なバーチャル株主総会の実施を検討しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社では、ディスクロージャーへの積極的な取組みをコーポレート・ガバナンスの一環として位置づけております。当社では、業務、運営又は業績等に関する重要な情報を、迅速、正確かつ公平に開示することにより、会社株式等の公正な価格形成及び円滑な流通の確保並びに内部者取引の未然防止を図り、投資者からの信頼を得ることを基本方針としております。 当社は、会社情報の適時・適切な開示を実施するため、社内規程として「適時開示規程」を制定し、情報収集プロセスや公表プロセスを明文化するとともに、適時に、迅速、正確かつ公平な会社情報の開示を行える社内体制の充実に努めております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人投資家向けの定期的な説明会の開催を検討してまいります。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	アナリスト・機関投資家向けの定期的な説明会の開催を検討してまいります。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	現時点では予定をしておりますが、今後の外国人株主等の状況等を勘案し検討してまいります。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ウェブページにIRサイトを設け、IR資料を掲載しています。	
IRに関する部署(担当者)の設置	当社のIR活動は経営管理部が担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	今後の検討課題と認識しておりますが、当社は「適時開示規程」に基づき、会社に対する理解を深めること、社会的信頼を向上させること及び適正な評価に資することを目的として、適時・適切に会社情報を提供してまいります。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は、デジタルを活用しリユースを促進する事業を通じて、ごみ関連の課題解決、CO2削減や資源保全といったSDGsに貢献しているものと認識しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	決算説明会等のほか、当社ホームページ内にIR専門サイトを開設し、当社の情報を速やかに発信できる体制を構築し、株主や投資家の皆様に対して積極的な情報開示を実施してまいります。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は企業経営の透明性及び業務の適正性を確保するための体制として、取締役会にて「内部統制システム構築の基本方針」を新設する決議を行い、当該基本方針に基づいた運営を行っております。なお当該基本方針は以下のとおり定めております。

- 1 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 取締役会は、内部統制の基本方針を決定し、取締役が、適切に内部統制システムを構築・運用し、それに従い職務を執行するよう監督する。
 - (2) 取締役会は、法令、定款、株主総会決議、取締役会規程等に従い、経営に関する重要な事項を決議する。
 - (3) 取締役は、他の取締役と情報を共有し、相互に監視・監督する。
- 2 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - (1) 株主総会、取締役会、経営会議の議事録等の重要な情報については、法令及び「文書管理規程」「稟議規程」等の関連規程に従い、適切に記録し、文書保存年限表に定められた期間保存する。
 - (2) 関連規程は、必要に応じて適時見直し等の改善をする。
- 3 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (1) 当社のリスク管理を円滑にするために、「リスクマネジメント規程」を整備し、リスクに関する意識の浸透、早期発見、未然防止、緊急事態発生時の対応等を定める。
 - (2) 代表取締役は、リスクコンプライアンス委員会を設置させ、経営管理部をその事務局とする。
 - (3) リスクコンプライアンス委員会は、内部監査人と連携して、全社的なリスクの把握とその評価及び対応策の策定を行い、各部門の長と連携しながら、リスクを最小限に抑える体制を構築する。
- 4 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会の運営に関する事項を「取締役会規程」に定める。取締役会を月1回開催し、必要に応じて臨時に開催する。
 - (2) 取締役会は経営目標・中期経営計画・予算を審議し承認する。代表取締役以下取締役はその達成に向けて職務を遂行し、取締役会がその実績管理を行う。
- 5 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 重大なコンプライアンス違反(不祥事を含む。)が発生したときは、社内のみならず、社外の有識者を調査機関に招致できる体制を構築する。
 - (2) 法令違反その他コンプライアンスに関する問題を早期発見するため、使用人が当社経営者のみならず社外弁護士へ匿名で直接相談通報できる「ヘルプライン」(内部通報制度)を設置し、公益通報者保護に配慮して、事態の迅速な把握と是正に努める。
- 6 監査等委員がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役(監査等委員であるものを除く)からの独立性に関する事項
 - (1) 当社は、監査等委員の職務を補助する使用人は配置していないが、監査等委員会がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合、当該使用人を任命及び配置することができる。
 - (2) 補助すべき期間中は、指名された使用人への指揮権は監査等委員に移譲されたものとし、取締役(監査等委員であるものを除く)の指揮命令は受けない。
- 7 取締役(監査等委員であるものを除く)及び使用人が監査等委員に報告するための体制及び報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
 - (1) 取締役(監査等委員であるものを除く)及び使用人は、監査等委員会の求めに応じて会社の業務執行状況を報告及び必要な情報提供を行う。
 - ・重要な社内会議で決議された事項
 - ・会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事項
 - ・毎月の経営状況として重要な事項
 - ・内部監査状況及びリスク管理に関する重要な事項
 - ・重大な法令・定款違反
 - ・重要な会計方針、会計基準及びその変更
 - (2) 前項の報告をした者に対して、その報告をしたことを理由に不利な取扱いを行うことを禁止する。
- 8 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
 - (1) 監査等委員がその職務につき、当社に対して費用の前払い等の請求をしたときは、当社は、請求に係る費用又は債務が当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、速やかに当該費用又は債務の処理を行う。
- 9 その他監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - (1) 監査等委員会は、取締役(監査等委員であるものを除く)と定期的に会合を開き、意思の疎通及び意見交換を実施する。
 - (2) 監査等委員は、会計監査人及び内部監査人とも意見交換や情報交換を行い、連携を保ちながら必要に応じて調査及び報告を求める。
 - (3) 監査等委員は必要に応じて、重要な社内会議に出席することができる。

10 財務報告の信頼性を確保するための体制

- (1) 当社の財務報告に係る内部統制については、金融商品取引法その他適用のある国内外の法令に基づき、評価、維持、改善等を行う。
- (2) 当社の各部門は、自らの業務の遂行にあたり、職務分離による牽制、日常的モニタリング等を実施し、財務報告の適正性の確保に努める。

11 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその体制整備

- (1) 当社は、反社会的勢力・団体・個人とは一切関わりを持たず、不当・不法な要求にも応じないことを基本方針とする。
- (2) 経営管理部を反社会的勢力対応部署と位置づけ、対応指針等を整備したうえで、上記基本方針を取締役及び使用人に周知徹底する。
- (3) 平素より行政機関などからの情報収集に努め、不当要求等の事案が発生した場合には警察及び顧問法律事務所等の外部専門家と緊密に連携し、組織全体として速やかに対処できる体制を整備する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

- (1) 当社は、反社会的勢力・団体・個人とは一切関わりを持たず、不当・不法な要求にも応じないことを基本方針とする。
- (2) 経営管理部を反社会的勢力対応部署と位置づけ、対応指針等を整備したうえで、上記基本方針を取締役及び使用人に周知徹底する。
- (3) 平素より行政機関などからの情報収集に努め、不当要求等の事案が発生した場合には警察及び顧問法律事務所等の外部専門家と緊密に連携し、組織全体として速やかに対処できる体制を整備する。

その他

1. 買収への対応方針の導入の有無

買収への対応方針の導入の有無	なし
----------------	----

該当項目に関する補足説明

当社グループでは、現在のところ買収防衛策の導入予定はありませんが、将来は検討を要する課題となることも考えられます。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社のコーポレート・ガバナンス体制及び適時開示手続きに関するフローの模式図を参考資料として添付しております。



